

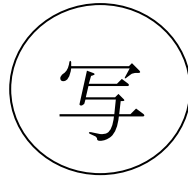
平成30年度 第11回高田区地域協議会 次 第

日時：平成31年2月7日（木）
午後6時30分～
会場：福祉交流プラザ2階 第1会議室

- 1 開会
- 2 議題等の確認
- 3 報告
(1) 諮問事項 (仮称) 100年映画館周辺交流広場の設置について (答申)
- 4 議題
(1) 地域活動支援事業 募集要項及び審査・採択の基本的なルールについて
- 5 事務連絡
- 6 閉会

■今後の予定

2月18日（月）地域協議会（高田公園オーレンプラザ）
3月 日（ ）活動報告会（高田公園オーレンプラザ）
3月18日（月）地域協議会（高田公園オーレンプラザ）



平成31年1月29日

(宛先) 上越市長

高田区地域協議会
会長 西山 要耕

(仮称) 100年映画館周辺交流広場の設置について (答申)

平成31年1月16日付け上企政第1036号で諮問のあった、諮問第54号：(仮称) 100年映画館周辺交流広場の設置について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

(仮称) 100年映画館周辺交流広場の設置について、適当と認めます。

なお、現代まで受け継がれてきた貴重な地域資源である雁木について、交流広場の入口に整備くださるよう、お願いします。

[上越市地域活動支援事業 平成31-30年度実施分 募集要項]

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を 募集します!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 平成31-30年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。

■募集期間

平成31-30年4月1日(月)から
4月19-27日(金)まで【必着】

土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ここがポイント!1》

(1)事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。

- ①応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送料等）
- ②応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
- ③応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
- ④会議の時のお茶代・菓子代
- ⑤金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
- ⑥その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

(2)平成32年3月31日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

(参考) 高田区の範囲

町内会名

南本町1～3丁目、東城町1～3丁目、南城町1～4丁目、大手町、本城町、南新町、南高田町、本町1～7丁目、北本町1～4丁目、仲町1～6丁目、寺町1～3丁目、大町1～5丁目、西城町1～4丁目、北城町1～4丁目、東本町1～5丁目、幸町、栄町、新町、高土町1～2丁目

■採択方針と審査基準

(1) 採択方針

各区が抱える地域課題等に応じて、優先的に取り組むべき事業を明らかにするものです。

ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

【高田区の採択方針】

住民自ら主体的に取り組む地域課題の解決に必要な事業のうち次の1～6に掲げる事業を優先的に採択します。

～地域活動資金を活用して目指すまちの姿～

江戸時代に造られた町並みを今に残す城下町高田は、地域の歴史、文化の中心として長く栄えてきたまちです。地域活動資金を活用して、このまちが持つ魅力を引き出し、人と人がふれあい、活気に溢れ、住民が誇りを持って暮らせる地域づくりを目指します。

1 高田市街地がにぎわい、活性化する事業

(例) 空き店舗の活用を推進する事業、人の流れを生み出す事業、活性化のための調査研究に関する事業、学生や子どもたちが主体となって実施する事業

2 地域の魅力を高め、観光を振興する事業

(例) 高田公園の魅力を高める事業、まちなか回遊型観光を推進する事業、観光客の満足度を高めるための事業、高田の地域ブランド形成のための商品開発・地域資源の利活用等に関する事業

3 人にやさしいまちづくりを進める事業

(例) 高田市街地の居住空間としての機能を高める事業、地域で子育てを応援する事業、高齢者の健康増進を図る事業、高齢者、障害をもつ人等の生活しやすい環境をつくる事業

4 歴史・文化の保存・活用に役立つ事業

(例) 城下町高田地区周辺の町並み・景観の整備に関する事業、伝統的な歴史・文化遺産の伝承と発信に関する事業、雁木・町屋の保存と利活用に関する事業

5 住民の交流を活発にする事業

(例) 団体間の連携・協力の強化を図る事業、人と人との交流の促進を図る事業、若者が主体的に取り組む事業、地域行事の活性化を図る事業

6 上記以外の高田区の重要課題の解決に必要な事業

(例) 新幹線開通後の公共システムに関する調査・研究事業、文化・スポーツの振興に関する事業、住民の安全・安心な生活に必要な事業、自然環境の改善に関する事業

※上記1～6に該当しない事業については、優先して採択する事業に当たらないため、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。

《ここがポイント！2》

(1) × 次のような事業は対象とはなりません。

- ①物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ②政治・宗教活動を目的とする事業
- ③公序良俗に反する事業
- ④国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議等）
- ⑥行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

※高田区では、上記のほか、防犯灯のLED整備及び道路等社会資本の修繕を含む事業は補助対象となりません。

(2) 継続事業について

提案団体の自立を促すため、前年度の事業と比較して継続事業と判断された場合は、補助希望額が減額されます。

《ここがポイント！3》

- (1) 平成31年度の提案事業が、平成30年度の提案事業と比較して、継続事業と判断された場合は、補助希望額の5%が補助希望額から減額となります。
- (2) 提案書提出の際は、補助希望額を減額する必要はありません。
- (3) 「継続事業に関する調査票」を記入し、提案書に添えて提出してください。

(3) (2) 審査基準

提案事業は、下記の（ア）、（イ）、（ウ）の審査を行うとともに、採択方針との適合状況を確認した上で総合的に判断し、補助事業としての採否を決定します。

- （ア）継続事業審査** …提案事業が「前年度の事業と比較し、継続事業に該当するか」を確認します。
 ※ 継続事業審査の結果、「該当する」とする委員が過半数となった場合は、継続事業となります。
- （イ）-（ア）基本審査** …提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認します。
 ※ 基本審査の結果、「不適合」とする委員が過半数となった場合は、補助不採択となります。
- （ウ）-（イ）審査項目に基づく審査** …下表の審査の視点に基づき、地域協議会委員が、審査項目ごとに提案事業の採点を行い、基本審査で適合とした委員の採点結果を集計し、事業ごとの得点を算出します。

審査項目	配点	審査の視点
① 公益性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 全市的な方向性と合致しているか。 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情や住民要望に対応したものか。 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 緊急性の高い提案事業であるか。 ほかの方法で代替できないものであるか。
③ 実現性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参加性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発展性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

《ここがポイント！4-3》

- 地域協議会の審査は応募書類による審査を基本とします。
- 高田区では、審査項目に基づく採点結果にかかわらず、採択方針により優先的に採択される事業（2ページの「採択方針」をご参照ください）に当たらない事業は、採択事業を決定する際の優先順位が低くなります。
- 応募書類の疑問点等について、必要に応じて応募者に問い合わせいたしますので、ご協力をお願いします。
- 問い合わせへの回答方法は、内容に応じて応募者に連絡させていただきます。

■応募方法

所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面、継続事業に関する調査票など）と合わせ、南部まちづくりセンターに持参してください。

高田区へ応募する場合は、事業提案書の「(8) 事業の収支計画等」に、全ての事業収入（市補助金、自己資金のほか参加料収入、出店料収入、入場料収入等）と、それに対応した全ての事業支出（補助対象外経費を含みます）を記載してください。

補助対象外経費がある場合は、「イ 支出の部」の上段に補助対象経費を、下段に補助対象外経費を記載するなど、それぞれの合計額が分かるように記載してください。市補助金の額は補助対象経費の合計額を超えることはできません。見積書等は補助対象経費分のみ添付してください。

なお、事業完了後に提出いただく実績報告書（事業結果概要書）には、補助対象経費の領収書を添付するとともに、会計責任者による適正な会計処理をした旨の署名、捺印をお願いします。

《ここがポイント！5-4》

- 申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ & A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- 応募に必要な様式及びQ & Aは、南部まちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の審査を行う委員

- ①審査を行う委員は、会長・副会長を含む全地域協議会委員とする。
- ②委員は、全ての提案事業について審査を行う。
※基本審査で「適合しない」とした委員は、当該事業の審査項目の採点を行わない。
※委員が所属する団体等が提案した事業であっても審査を辞退しない。

(2) 委員による提案内容の確認

- ①事務局は事業募集終了後、「申請概要一覧」を作成し、申請者による「事業提案書」、「審査・採点シート」、「継続事業に関する調査票」とともに委員に送付する。
- ②委員は資料に基づき事業内容を確認し、疑問点等があれば期限内に質問した委員名を記載した「質問票」等により事務局に連絡する。
- ③事務局は委員の疑問点等を「質問票」等により確認し、必要に応じて質問の意図等を確認してから、提案者に確認する必要があるものを取りまとめ、提案者に質問事項を送付する。
- ④事務局は、提案者から回答を受けて、「提案事業に関する質問・回答」を作成し、委員に送付する。
- ⑤委員は、「提案事業に関する質問・回答」を確認した上で、改めて質問する必要がある事項があれば、期限内に事務局に「質問票」等により連絡し、事務局は、必要に応じて質問の意図等を確認してから、提案者に再度質問事項を送付する。
- ⑥事務局は、提案者から回答を受けて、再質問をした委員に確認をとりながら「提案事業に関する質問・回答（修正版）」を作成する。

(3) 委員による審査・採点

- ①事務局は「提案事業に関する質問・回答（修正版）」と「~~審査・採点シート~~」を委員に送付する。
- ②委員は送付された資料（「申請概要一覧」、「事業提案書」、「継続事業に関する調査票」、「提案事業に関する質問・回答」、「審査・採点シート」）の内容を踏まえて、**継続事業審査（「該当する・該当しない」の別を記入する形式）**、基本審査（「適合する・適合しない」の別を記入する形式）と採点を行う（基本審査で「適合しない」とした事業を除く）。
- ③「申請概要一覧」、「事業提案書」等の情報の取り扱いは、事業が採択されるまで十分注意する。
- ④委員は、定められた期限内に提案事業を審査し、「審査・採点シート」を事務局に提出する。
- ⑤委員による採点結果は、事務局への「審査・採点シート」の提出をもって確定し、**提出後に疑義等が生じても修正できない。**

【参考】高田区の採点方法

- ・審査は、「審査・採点シート」に基づき、書類により行う。
- ・**継続事業の審査欄は、「□該当する」か「□該当しない」のいずれかに を記入する。**
- ・基本審査欄は、「□適合する」か「□適合しない（採点不要）」のいずれかに を記入する。
- ・基本審査で「適合しない」とした委員は、当該事業の審査項目の採点を行わない。また、その理由を必ず記載する。
- ・審査項目内の審査の視点ごとに、視点との適合度合いを五段階で評価する。
- ・上記の適合度合いの評価を踏まえて、審査項目ごとに採点（1点から5点の範囲）を行う。

(4) 継続事業の補助希望額の算出

- ①事務局は、継続事業の審査結果を集計し、委員の過半数が「該当する」と判断した事業を、「継続事業」として取り扱う。
- ②「継続事業」と判断された事業は、補助希望額から以下の金額を減額する。なお、減額後の金額に 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

$$\text{減額する額} = \text{補助希望額} \times (\text{継続事業として判断された回数} \times 5\%)$$

(5)-(4) 提案事業の得点の算出

- ①事務局は、基本審査の結果を集計し、**委員の過半数が「適合しない」と判断した事業があった場合、当該事業の採点結果は集計せず、地域協議会における基本審査で「適合する」と判断された事業のみ得点を集計する。**
- ②各提案事業の得点は、基本審査で「適合する」とした委員の合計点により算出する。

(6)-(5) 提案事業の順位の確定

- ①優先採択事業とそれ以外の事業に区分し、それぞれ上記(4)で算出した得点の高い事業から順に並べる。
- ②提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をそれ以外の事業よりも上位とする。
- ③この結果をもって、提案事業の順位を確定し、**以後順位の変更は行わない。**
- ④事務局は、提案事業の順位確定後、委員に「提案事業順位表」を送付する。

【参考】提案事業の順位の確定イメージ

順位	提案事業（分野）	基本審査	優先採択	総得点
1	事業A（福祉）	○	○	400
2	事業B（イベント）	○	○	350
3	事業D（観光振興）	○	○	300
4	事業F（文化）	○	○	250
5	事業E（イベント）	○	×	300
	事業C（施設整備）	×	—	—

2. 採択の基本的なルール

(1) 採択事業の検討

- ①提案事業の順位が確定した後、地域協議会を開催し、「高田区への配分予算額」である“予算ボーダーライン”と、“**点数ボーダーライン**”を設ける。
※“**点数ボーダーライン**”：審査項目の満点の半数（全委員×25点÷2）
- ②採択事業は、“予算ボーダーライン”と“点数ボーダーライン”により、次のパターンAならびにBにより検討する。

順位	パターンA	パターンB	凡例
1	○	○	予算ボーダーライン … <u>太単線</u> 点数ボーダーライン … <u>太二重線</u>
2	○	○	
3	○	○	
4	○	△	○ … 採択事業
5	×	△	×
6	×	×	△ … 委員間の協議により採否を決定すべき事業
7	×	×	

- ③特に、点数ボーダーラインと予算ボーダーラインに挟まれた順位にある事業は、委員間で協議し、検討する。
- ④提案事業は、**審査・採点により確定した順位に基づき採択**する。

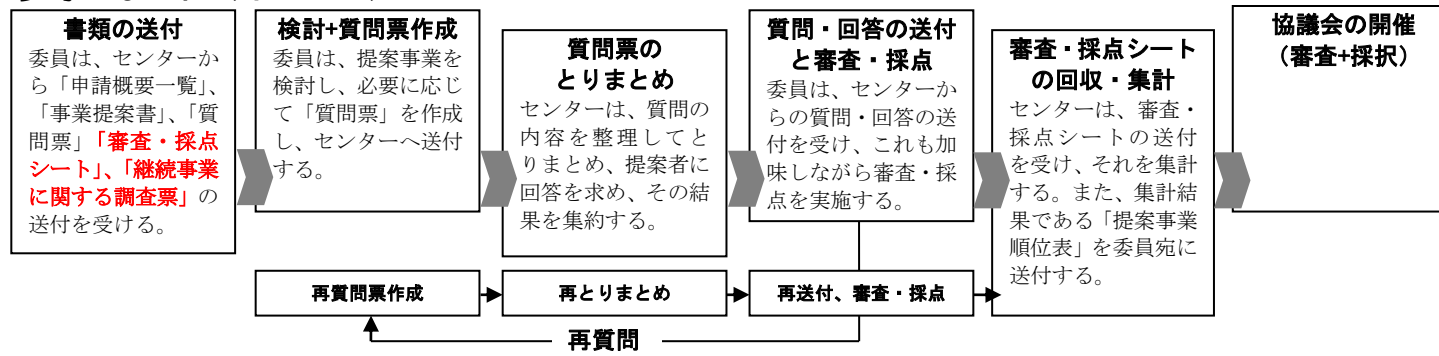
(2) 補助額の検討

- ①補助希望額（**継続事業については、減額後の額**）に対する補助率は 10/10 とする（ただし、募集要項では減額して補助する旨を謳う。）

(3) 採択事業と補助額の決定

- ①地域協議会は、採択事業と補助額の検討結果を、事務局のまちづくりセンター長に報告する。
- ②事務局は、速やかに採択事業と補助額の内容を市長に報告し、市長が決定する。
- ③事務局は、採択事業と補助額の決定後、速やかに結果を公表する。

<参考>ながれ（イメージ）



【高田区】地域活動支援事業 審査・採点シート

【注意】記名しないこと

1 審査対象

整理 No.	
事業名	
提案者	

2 継続事業審査

・前年度の事業と比較し、継続事業に該当するか	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
------------------------	---

3-2 基本審査

※ 右の「適合性」欄のいずれか一つに☑を入れてください。

・地域活動支援事業の目的と合致しているか （地域の課題解決・活力向上に資するものか）	適合性
	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない（採点不要）

【適合しない理由】 ※基本審査で「適合しない」とした委員は必ず記入してください。

※該当するものに☑する。（複数可） <input type="checkbox"/> 地域の課題解決につながらない <input type="checkbox"/> 地域の活力向上につながらない <input type="checkbox"/> 自発的・主体的な地域活動ではない	※左記の「適合しない」と考える具体的な理由（簡潔に記載）
--	------------------------------

4-3 採点内容

（1）優先採択事業 ※事務局が判断し、記載しています。

・優先採択事業に該当しているか	該当○／非該当×
-----------------	----------

（2）共通審査基準 ※採点は、1点から5点の5点満点です。（0点はナシ）

※基本審査で「適合しない」と判断した委員は、採点を行わないでください。

審査項目	審査基準	メモ欄※	配点	採点欄
		良い <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 悪い <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	5	
②必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	5	
③実現性	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	5	
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	5	
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	5	
合計			25	

※メモ欄は採点の目安としてご自由にお使いください。

継続事業に関する調査票

1. 提案する事業及び団体等の名称

事業名	
提案者	(名称) (代表者)

2. 前年度（平成30年度）の提案事業との比較について

今年度の提案事業と前年度（平成30年度）の提案事業を比較し記入してください。

A：前年度（平成30年度）の事業と同一事業のため、「継続事業」である。

B：前年度（平成30年度）の事業と事業内容が異なるため、「新規事業」である。

C：初めて提案した事業のため、「新規事業」である。

※いずれかに○をつけてください。

※上記で「B」を選んだ場合、今年度の提案事業と前年度の提案事業との相違点をお書きください。

3. 事業の将来見通しについて

事業の最終目標、資金計画（自立計画）、組織計画を記入してください。

※上記「2」で「A」または「B」を選んだ場合にお書きください。

申請書類（事業）の継続判断について（大まかな判断基準）

提案状況	4年前	3年前	2年前	30年度	31年度	継続事業の判断
30年度は申請なし 31年度初めて申請	申請なし	申請なし	申請なし	申請なし	申請	○継続事業となる（ ） ○継続事業ではない（ ○ ）
30年度は採択 31年度も同様の内容を申請	申請なし	申請なし	申請なし	採 択	申請	○継続事業となる（ ○ ） ○継続事業ではない（ ）
30年度は申請するが不採択 31年度も同様の内容を申請	申請なし	申請なし	申請なし	申請するが 不採択	申請	○継続事業となる（ ） ○継続事業ではない（ ）
30年度は申請するが不採択 以前に同様の内容で採択	申請なし	申請なし	採 択	申請するが 不採択	申請	○継続事業となる（ ） ○継続事業ではない（ ）
30年度は申請なし 隔年ごとに同様の内容で採択	採 択	申請なし	採 択	申請なし	申請	○継続事業となる（ ） ○継続事業ではない（ ）
30年度は申請なし 以前に同様の内容で採択	採 択	申請なし	申請なし	申請なし	申請	○継続事業となる（ ） ○継続事業ではない（ ）

事務事業評価の実施について

1 目的

総合計画の施策評価と事務事業評価を組み合わせ、限られた経営資源の範囲内で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行革的視点から事業の必要性・有効性・効率性を評価することにより、施策の実現に資する重要な事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもの。なお、現時点では行政の自己評価にとどまることから、評価結果を見直し案と位置付け、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進めるものとする。

- (1) 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- (2) 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- (3) 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認。事業執行の更なる効率化

2 対象事業

- (1) 平成 31 年度から平成 34 年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業
ただし、施設の廃止・見直し等については、平成 32 年度末までに個別施設計画を策定するため、対象外とする。
- (2) 予算に計上はないが、一定以上の業務量を要する事務事業

3 評価の手順

(1) 施策評価

総合計画前期基本計画に基づく 42 の基本施策を構成する 106 の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後 4 年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映

(2) 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・人事課・企画政策課・財政課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

4 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等を検証） ・行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替の可否を検証）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成 27 年度～平成 29 年度）を検証 ・政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・民間活力等の活用による事業実施の可否（事業の実施方法を検証） ・事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否を検証） ・適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保を検証）

5 評価結果の区分（事業の方向性）

平成 34 年度までの事業の方向性について、次の区分により評価を行う。

評価区分	内容
廃止	・ 廃止とする事業
一部廃止	・ 事業規模、事業費、対象者等を縮小する事業
見直し	・ 事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事業 ・ 事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事業 ・ 今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事業
拡充	・ 事業規模、事業費、対象者等を拡充する事業
完了	・ 完了済み又は完了予定の事業
現状維持	・ そのまま継続して実施する事業

【見直し例】

- ・ 経費が増大する既存事業の見直し
- ・ 事業効果の低い事業の見直し
- ・ 施設の管理運営手法の見直し
- ・ 貸付料の見直し
- ・ 各種手数料、使用料、利用者負担金等の適正化
- ・ 補助金に関する基本方針に基づく、補助金・交付金の見直し
- ・ 子育て、教育関連事業の拡充

6 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の公表

- ・ 評価結果に基づく見直し案を、平成 31 年 2 月下旬に市ホームページ等で公表

(2) 評価結果の反映

- ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」の策定
- ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成の実施（平成 31 年度予算編成作業及び関係者協議を実施中）

(3) 関係者との協議

- ・ 事務事業評価は、平成 35 年度以降の財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、評価結果を見直し案と位置付け、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進める。